

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 4 件

茨城厚生年金 事案 1821

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月31日から20年1月1日まで

申立期間に在籍していたA社からの連絡により、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日について、正しくは平成20年1月1日として届け出るべきであったにもかかわらず、誤って19年12月31日として届け出られていることが判明した。給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社から提出された平成19年12月分の給与明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、平成19年12月31日まで同社に在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤った資格喪失日を届け出た旨の回答が得られたことから、事業主は平成19年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に
充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人の申立
期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1822

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月31日から20年1月1日まで

申立期間に在籍していたA社からの連絡により、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日について、正しくは平成20年1月1日として届け出るべきであったにもかかわらず、誤って19年12月31日として届け出られていることが判明した。給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社から提出された平成19年12月分の給与明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、平成19年12月31日まで同社に在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤った資格喪失日を届け出た旨の回答が得られたことから、事業主は平成19年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に
充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人の申立
期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月31日から20年1月1日まで

申立期間に在籍していたA社からの連絡により、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日について、正しくは平成20年1月1日として届け出るべきであったにもかかわらず、誤って19年12月31日として届け出られていることが判明した。給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社から提出された平成19年12月分の給与明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、平成19年12月31日まで同社に在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤った資格喪失日を届け出た旨の回答が得られたことから、事業主は平成19年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に
充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人の申立
期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1824

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月31日から20年1月1日まで

申立期間に在籍していたA社からの連絡により、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日について、正しくは平成20年1月1日として届け出るべきであったにもかかわらず、誤って19年12月31日で届け出られていることが判明した。給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社から提出された平成19年12月分の給与明細書及び同社の回答から判断すると、申立人は、平成19年12月31日まで同社に在籍し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から確認できる総支給額から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤った資格喪失日を届け出た旨の回答が得られたことから、事業主は平成19年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に
充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人の申立
期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 63 年 3 月までの期間及び 63 年 7 月から平成 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 7 月から平成 4 年 3 月まで

年金加入記録を照会したところ、昭和 51 年 12 月から 63 年 3 月までの期間及び 63 年 7 月から平成 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。昭和 51 年 12 月頃に、A 市区町村役場 B 支所で国民年金の加入手続きを行い、両申立期間の国民年金保険料については、主に C 郵便局で数か月ごとに納付していたはずである。

このため、両申立期間の国民年金保険料の納付記録が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の国民年金保険料については、主に C 郵便局において、数か月ごとに納付していたと主張しているが、両申立期間を合わせ 181 月と長期間にわたる納付記録が、行政側の瑕疵により滅失したとは考え難い。

また、申立人は、両申立期間の国民年金保険料については数か月ごとに納付していたと主張しており、両申立期間の保険料が過年度納付及び特例納付により納付された事情はうかがえない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 52 年 3 月まで

年金受給の請求にあたり国金年金納付記録を確認したところ、昭和 50 年 6 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。50 年 6 月に会社を辞め、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、3 か月ごとに A 市区町村役場又は B 銀行 C 支店で納付していた。

「昭和 51 年分の所得税の確定申告書（分離課税用）」の社会保険料控除欄に、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料 2 万 1,200 円を控除している。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、昭和 50 年 6 月頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前の任意加入者の国民年金手帳記号番号及び申立人に係る国民年金被保険者名簿に記載された「手帳送付済年月日」から、53 年 2 月 1 日から同年同月 9 日の間と考えられ、申立期間の一部については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金保険料（2 万 1,200 円）を控除したことが記載された「昭和 51 年分の所得税の確定申告書（分離課税用）」を所持しているが、同確定申告により保険料を控除できる昭和 51 年（同年 1 月から同年 12 月まで）には、申立人は国民年金被保険者資格を有しておらず、納付書が発行されることは考えられない。

さらに、申立人は、「昭和 51 年分の所得税の確定申告書（分離課税用）」に記載された金額（2 万 1,200 円）は、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで（昭和 51 年度 1 期から同年度 4 期まで）の国民年金保険料であると主張して

いるが、同期間に納付すべき保険料は1万6,800円（月額1,400円×12月）であり、金額が相違している。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、A市区町村役場又はB銀行C支店で納付し、後からまとめて納付した記憶は無いと主張しており、申立期間の保険料が過年度納付及び特例納付により納付された事情はうかがえず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が昭和51年4月から52年3月までとする国民年金保険料（2万1,200円）を控除したことが記載された「昭和51年分の所得税の確定申告書（分離課税用）」の控え以外に、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、領収書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。申立期間当時は学生で、保険料を納付することが困難であったため、申立期間については申請免除の手続を行ったにもかかわらず、平成4年4月から5年2月までの期間のみが申請免除とされていた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の20歳到達時に加入した1号被保険者の国民年金手帳記号番号から、平成4年3月以降であることが認められ、申立期間の大半についてはそれより前の期間となるため、遡って申請免除の手続を行うことはできない。

また、オンライン記録により、平成5年3月29日に国民年金保険料の過年度納付書が作成されている事実が確認できることから、この時点では、少なくとも申立期間中に未納の期間が存在していたと推認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 57 年 3 月までの期間及び平成 3 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から 57 年 3 月まで
② 平成 3 年 4 月

ねんきん定期便を確認したところ、両申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。申立期間①については、私が 20 歳になった時に、私の両親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間②については、平成 3 年 5 月から勤め始めた会社で、給与から控除された。

このため、両申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年* 月頃に、申立人の両親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたこと、及び申立期間②の国民年金保険料をその直後に勤務し始めた A 社の給与から控除されたことを主張しているが、申立人には、57 年 4 月 1 日に B 社において取得した厚生年金記号番号（現在の基礎年金番号）「*」が払い出されているのみで、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間①及び②において、申立人は国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の両親は他界しているため、申立期間①当時の国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、A 社に照会したところ、当時の書類は無いが、同社は厚生年金保険の適用事業所であり、給与から国民年金保険料を控除することは無い旨の回答が得られた。

加えて、両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から3年1月まで
ねんきん定期便を確認したところ、平成元年12月から3年1月までの国民年金保険料が未納となっていた。

申立期間については、A社から国民年金加入の通知が来たので、私の母が加入手続きを行い、保険料10数万円をまとめて納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の加入者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成5年1月26日であることから、同年同月以降と考えられ、申立期間の大半については、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間直後の平成3年2月の国民年金保険料を時効直前である5年3月23日に過年度納付し、その後6年4月28日までの間に、3年3月から4年3月までの保険料を、逐次、時効直前に過年度納付していることが確認できることから、それより前の申立期間については、時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年2月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。平成5年頃、私の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括で納付した。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

年金手帳前渡し要求書により、申立人が国民年金に加入した時期は、平成5年9月以降であることが確認できることから、この時点で申立期間の一部は時効により保険料を納付できない。

また、オンライン記録により、平成7年1月6日に国民年金保険料の過年度納付書が作成された事実が確認でき、この時点で、4年12月から5年2月までの期間内に保険料の未納期間が存在したことが推認できることから、申立期間の保険料を全て納付したとする申立人の主張には矛盾がある。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から41年3月まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和37年11月から41年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和42年12月に婚姻後、A市区町村役場に勤務していた夫が43年から45年の間に、同市区町村役場において、過去の未納期間の国民年金保険料をまとめて一括納付してくれたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の夫が昭和43年から45年の間に、A市区町村役場において国民年金保険料をまとめて一括納付したと主張しているが、国民年金印紙検認記録簿によると、申立人は、44年1月29日に、申立期間の後の42年1月から43年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるものの、この時点では特例納付は行われておらず、申立期間については、時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、オンライン記録から、申立人の年金記録は、昭和35年10月1日から37年11月21日までの厚生年金保険被保険者記録が統合されたことにより、平成13年4月2日に、国民年金被保険者資格取得年月日が昭和35年10月1日から37年11月21日に訂正されていることが確認でき、36年4月から37年10月までの期間を除いた申立期間の保険料のみをまとめて一括納付したとする申立人の主張には不自然な点が認められる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の各申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 9 月
② 平成 10 年 11 月
③ 平成 11 年 8 月及び同年 9 月
④ 平成 12 年 10 月から 16 年 12 月まで
⑤ 平成 19 年 1 月及び同年 2 月

ねんきん定期便を確認したところ、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。

各申立期間については、元妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

このため、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間について、申立人の元妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の元妻も各申立期間と同一の期間の保険料が未納となっている。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の元妻とは現在連絡を取ることができないことから、各申立期間当時の具体的な状況が不明である。

さらに、各申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1825 (事案 136 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 11 月まで

A社B工場に勤務していた昭和 36 年 7 月から 38 年 11 月末日までの期間について、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、厚生年金保険の被保険者期間として認められなかった。

今回、申立てに係る新たな資料として、申立期間当時のA社B工場の会計事務を担当したC会計事務所の担当者及び同僚の証言書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の同僚及び会計事務所の担当者の証言書を新たに提出したため、両人に照会したところ、いずれも申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 8 日から 25 年 2 月 21 日まで

年金事務所に船員保険の被保険者記録を照会したところ、A氏所有のB船舶に乗り組んでいた昭和24年6月8日から25年2月21日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。船員手帳から乗船していたことが確認できるので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人が申立期間において、申立てに係る船舶に雇入れされていたことは認められる。

しかしながら、当時の船舶所有者及び前述の船員手帳の写しにより確認できる船長は、既に他界しており、事業も廃業しているため、申立期間当時の船員保険の加入及び船員保険料の控除等に係る状況は確認できない。

また、A氏所有のB船舶に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる者も全員他界しており、当時の船員保険の加入及び船員保険料の控除等に係る状況について照会できない。

さらに、申立人は、申立てに係る船舶の乗組員数について、20人から30人であったと主張しているところ、A氏所有のB船舶に係る被保険者名簿において、当時、被保険者記録が確認できる者は約10人であることが確認できることから判断すると、船舶所有者は、同船において、必ずしも全員を船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 12 日から 46 年 12 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に季節労働者として勤務していた昭和 38 年 7 月 12 日から 46 年 12 月 1 日までの期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。
A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の妻及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社から、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できないが、申立期間当時、作業員をまとめる立場の職長は正社員として社会保険に加入させていた一方、社会保険に加入させていない作業員（作業形態は、不明。）も大勢いたとの回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚の一人から、当時、A社において、厚生年金保険に加入していたのは職長以上の正社員だけであり、申立人など一般作業員は加入していなかったとの証言が得られた。

さらに、適用事業所名簿において、A社は昭和 44 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間のうち 38 年 7 月 12 日から 44 年 11 月 1 日までに期間について、同社が適用事業所であったことは確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人及び申立人が自身と同じ作業員として挙げた同僚の名前は見当たらず、健康保険整

理番号に欠番も無い。

また、A社が加入しているB健康保険組合から、申立期間当時の記録を保管しているものの、申立人に係る記録は確認できないとの回答が得られた。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は無いとの回答が得られた。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間において国民年金保険料の申請免除されていることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A 医療機関に勤務していた昭和 47 年 8 月 1 日から同年 12 月 26 日までの期間のうち、同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について記録が無い旨の回答を受けた。

私は勤務開始時から正社員であったため、給与から保険料が控除されていたはずであり、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 医療機関が昭和 50 年 2 月 26 日に発行した申立人に係る在籍証明書により、申立人が同事業所に 47 年 8 月 1 日から同年 12 月 25 日まで勤務していたことが確認できる。

一方、A 医療機関を運営していた B 団体が保管している「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 47 年 9 月 1 日であることが確認でき、当該取得日は A 医療機関に係る事業所別被保険者名簿の記録と一致している。

また、申立人の A 医療機関に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和 47 年 9 月 1 日であり、前述の被保険者名簿における資格取得日と一致している。

さらに、B 団体から、当時は 1 か月から 3 か月程度の試用期間を経て本採用とし、その時点で厚生年金保険に加入させており、試用期間中は厚生年金保険料を給与から控除していなかった旨の回答が得られた。

加えて、A 医療機関の回答により昭和 47 年 7 月 7 日に採用されたことが確

認でき、前述の被保険者名簿において同年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる同僚一人から、自身が試用期間後に本採用となり、その時点から厚生年金保険に加入した旨の回答が得られたところ、当該同僚から提出された給与明細書により、当該同僚が試用期間と回答した期間について厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。